

稲沢市ファミリーシップ宣誓制度

ご利用の手引き

令和 7 年 4 月

稲沢市

目次

ファミリーシップ宣誓制度の概要	2
1 制度を利用することができる方	3
【参考】ファミリーシップの宣誓をすることができない範囲	4
2 宣誓に必要な書類	5
3 手続きの流れ	7
4 受理証等交付後の各種手続き	9
5 近親者による氏名等の削除について	11
6 Q&A	12
7 稲沢市ファミリーシップ宣誓制度に関する要綱	14

—ファミリーシップ宣誓制度の概要—

ファミリーシップ宣誓制度は、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用できない方々の生きづらさや困難の解消を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重され、多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するために、設けられました。

この制度では、互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力する関係を、「パートナーシップ」としています。パートナーシップの二人が家族であると約した関係及びパートナーシップの二人とその一方又は双方の子を始めとした三親等内の者（「近親者」といいます。）を含めて家族であると約した関係を、「ファミリーシップ」としています。

この制度では、パートナーシップの二人が、ファミリーシップにあることを市長に対して宣誓し、市が宣誓書受理証等を交付する制度です。

1 制度を利用することができる方

この制度は、以下の要件をすべて満たしているパートナーシップの関係にあるお二人が、ファミリーシップの誓宣することで利用できます。

- (1) お二人とも成年に達していること

(満18歳以上の方)

- (2) お二人のうち少なくともどちらかお一人が、稲沢市に住民登録をしていること、または、3か月以内に転入予定であること

- (3) お二人とも現に婚姻していないこと

(宣誓者以外の方と、婚姻の届出をしていないが、事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

- (4) 現に宣誓者以外の方とファミリーシップを形成していないこと

- (5) 民法に規定する婚姻できない続柄でないこと

(お二人が養子縁組をしたことによってこれに該当した場合は除く。)

- (6) 満15歳以上の近親者を含めてファミリーシップを形成する場合

は、近親者がファミリーシップの一員となることを承諾していること

【参考】ファミリーシップの宣誓をすることができない範囲

宣誓をしようとするお二人が、民法第734条から第736条の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族、養親子等、婚姻することができない関係にある場合は、ファミリーシップの宣誓をすることができません。

ただし、宣誓をしようとするお二人が養子縁組をしたことによって上記に該当した場合は、宣誓をすることができます。

民法に規定されている婚姻できない関係

(本人から見て)

- 直系血族 : 祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族 : 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族 : 子の配偶者、配偶者父母・祖父母等
- 養親子等 : 養子とその配偶者、養子の直系卑属とその配偶者、
養親とその直系尊属 (離縁後も同じ)

2 宣誓に必要な書類

ファミリーシップの宣誓をするには、宣誓書のほか、要件確認と本人確認のため、以下の書類が必要です。

(1) 宣誓者お二人の住民票の写し、または住民票記載事項証明書

- ・ 3か月以内に発行されたもの
- ・ 本籍、筆頭者、世帯主、続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）を省略したもの。なお、同一世帯の場合は世帯全員1通で可

(2) お二人の戸籍謄（抄）本または独身証明書（いずれも本籍地にて発行）

- ・ 3か月以内に発行されたもの

※ 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具

備証明書に日本語訳を付したものをお持ちください。

(3) 近親者との関係を証明する書類

- ・ 近親者を含めてファミリーシップの宣誓をする場合は、近親者との関係が分かる戸籍謄本等

※ (2) の書類により確認できる場合は省略可能です。

(4) 本人確認書類

- ・ 本人確認ができる書類を、公的な顔写真付きのものであれば1点、それ以外は2点お持ちください。

【1点の提示で足りるものの例】

- ・ 個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・ 運転免許証
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・ 在留カード又は特別永住者証明書
- ・ 官公署が発行した顔写真付きの、免許証、許可証、資格証明書等

【2点の提示が必要なものの例】

- ・ 国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合員、後期高齢者医療等の資格確認書
- ・ 介護保険の被保険者証
- ・ 年金手帳
- ・ 国民年金、厚生年金保険の加入証書
- ・ 学生証、法人等が発行した身分証明書

※ 有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること

(5) 通称を使用する場合に必要な書類

- ・ 社会生活の中で日常的に通称を使用していることが客観的に分かる、通称が記載された書類（通称で届いた郵便物など）をお持ちください。

(6) その他、市長が必要と認める書類

3 手続きの流れ

宣誓書の提出から証明書等の交付までの手続きの流れは、以下のとおりです。

(1) 宣誓日時の事前調整

- ・原則、宣誓を希望する日の7日前までに、電話またはメールで予約をしてください。

(宣誓できる日時は、平日の9時から16時までです。状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。)

【予約時にご連絡いただきたいこと】

- ・お二人の氏名、生年月日、住所
- ・電話番号、メールアドレス（代表者のみ）
- ・宣誓希望日時

【予約及び問い合わせ先】

稲沢市役所 市民福祉部 地域協働課

稲沢市稲府町1

電話：0587-32-1146

メール：chiik@city.inazawa.aichi.jp

※ 電話受付時間 8時30分～17時15分
(土・日・祝日及び閉庁日を除く。)

(2) 宣誓日当日

・予約した日時に必要書類(5 ページ「2 宣誓に必要な書類」参照)をお持ちのうえ、必ず宣誓者お二人とも地域協働課窓口までお越しください。

・宣誓書の記入、提出書類、要件及びご本人の確認を行います。

※ 宣誓は、個室で行います。

※ 書類の記入が出来ず代筆が必要な場合は、ご相談ください。

(3) ファミリーシップ宣誓書受理証等の交付

・宣誓書提出後、1週間程度で「稲沢市ファミリーシップ宣誓書受理証」を1枚、「稲沢市ファミリーシップ宣誓書受理証明カード」をお一人1枚ずつ交付します(郵送または直接)。

(4) 転入の事実を証明する書類の提出(宣誓時点において、お二人とも

市内に在住でない場合)

・お二人のうち少なくともいずれか一方が、宣誓をした日から3か月以内に市内に転入し、転入後1か月以内に、住民票の写し等市内への転入の事実を証明する書類を提出してください。

・転入をとりやめた場合は、市内に住所を有しないものとして、返還届とともに受理証等を返還していただきます。

4 受理証等交付後の各種手続き

受理証等の交付後、次の場合は申請や届出が必要です。地域協働課窓口へお越しください。事前予約は不要です。

プライバシーに配慮した個室での対応もいたしますので、ご希望の場合は、事前にご相談ください。

(1) 宣誓書受理証等の再交付

- ・ 宣誓書受理証及び宣誓書受理証明カードの紛失やき損等の場合は、再交付申請ができます。再交付申請書を提出してください。

【持参するもの】

- ① 本人確認書類（「2 宣誓に必要な書類」に準じます。）
- ② 交付済みの宣誓書受理証及び受理証明カード（毀損の場合）

(2) 記載事項の変更

- ・ 宣誓書に記載した内容について、下記のような変更があった場合は、変更届を提出してください。

【変更内容】

- ① 氏名や通称名を変更したとき
- ② 住所や連絡先の変更があったとき
- ③ 近親者の記載を削除または追加するとき

【持参するもの】

- ① 変更の内容がわかるもの
- ② 本人確認書類（「2 宣誓に必要な書類」に準じます。）
- ③ 交付済みの宣誓書受理証及び受理証明カード

(3) 宣誓書受理証明書等の返還

・次の場合は、返還届とともに受理証等を返還してください。

- ① 宣誓者の意思により、パートナーシップを解消したとき
- ② 宣誓者のいずれかが死亡したとき
- ③ 宣誓者の双方が市外へ転出したとき
- ④ 宣誓者が、他の者と婚姻又はパートナーシップを形成したとき

ただし、①及び②の場合で、一方の宣誓者が、他方の宣誓者の近親者と引き続きファミリーシップの継続を希望し、生計を一とする場合は、変更届を提出のうえ、受理証等の修正を受けてください。

・次の場合は、受理証等の返還を命ずることがあります。

- ① 宣誓時点において、「1 制度を利用することができる方」の要件に該当していなかったことが判明したとき
- ② 宣誓書や添付書類の内容に虚偽があったとき
- ③ 「3 手続きの流れ (4)」の、転入の事実を証明する書類の提出がないとき

・次の場合は、受理証等の交付番号を公表する場合があります。

- ① 返還届の提出時に、受理証等が添付されないとき
- ② 受理証等の返還を命じられたにもかかわらず、返還されないとき

5 近親者による氏名等の削除について

満15歳以上の近親者は、自分の意思により、受理証等に記載された自分の氏名等を削除するよう市に申し立てることができます。

申立書の提出があったときは、その内容を確認し、宣誓者に対して申立書の提出があったことを通知の上、近親者の氏名等を削除した受理証等を交付します。

【申立者が持参するもの】

- ① 本人確認書類（5ページ「2 宣誓に必要な書類」に準じます。）
- ② 交付済みの宣誓書受理証及び受理証明カード（持参が可能な場合）

近親者の氏名等を削除する前に交付した受理証等は、無効となりますので、宣誓者は市にすみやかに返却してください。

なお、宣誓者が、受理証等に記載された近親者の氏名等の削除を希望する場合は、変更届により手続きが可能です。（9ページ「4(2) 記載事項の変更」をご覧ください。）

6 Q&A

Q 1 ファミリーシップ宣誓制度の宣誓は結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚（婚姻）は、民法に定める身分行為であり、その効力によって相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、ファミリーシップ宣誓制度の宣誓は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません

Q 2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか？

A 2 宣誓の要件を満たす方であれば、同性パートナーに限らず、事実婚の関係にあるパートナーの方などとも宣誓できます。

Q 3 近親者との関係についてだけの宣誓をすることはできますか？

A 3 宣誓をする方はパートナーシップのお二人であるため、できません。ただし、お二人の双方またはどちらかに近親者がいる場合は、後から近親者のみをファミリーシップに追加することができます。その場合は、変更届を提出いただき、ファミリーシップ宣誓書受理証等の内容を修正し、再交付します。

Q 4 宣誓に費用はかかりますか？

A 4 宣誓や宣誓書受理証等の交付は無料です。ただし、宣誓の際に必要な戸籍謄本等をご準備いただく際の交付手数料等は、自己負担となります。

Q 5 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

A 5 郵便やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、意思確認と、ご本人であることの確認をさせていただきます。

Q 6 代理人でも宣誓できますか？

A 6 代理人は、宣誓できません。必ず宣誓するお二人でお越しください。病気等の事情のため、お二人で来庁することができない場合は、ご相談ください。

Q 7 書類が書けない場合はどうしたらよいですか？

A 7 障がいやケガなどの事情により、宣誓する方が宣誓書の記入ができない場合は、代筆者を指定することができます（書類が書けない宣誓者も、お越しいただく必要があります。）ので、ご相談ください。

Q 8 パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

A 8 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 9 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A 9 宣誓者同士が、養子縁組をしたことにより民法に定める婚姻ができない近親者となった場合は、宣誓することができます。

Q 10 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できませんか？

A 10 日本国内では婚姻が成立していませんので、宣誓可能です。

Q 11 3か月以内に市内へ住民登録を予定している場合は、何を持っていけばよいですか？

A 11 転出手続きを済ませている場合は、その際に交付された転出証明書をお持ちください。

転出手続きをしていないが、稲沢市内にお住まいの予定であれば、当該住宅の賃貸借契約書、不動産購入契約書などをお持ちください。なお、稲沢市内に居住する予定だが、居住先は未定の場合は、その旨を職員にお申し出ください。

いずれの場合も、宣誓後3か月以内に市内に転入の上、転入後1か月以内に、必ず住民票等の写し等を提出してください。

Q 12 稲沢市外に転出するときはどうすればいいですか？

A 12 転出により、宣誓したお二人のうちお一人が稲沢市民でなくなる場合は、宣誓書受理証と宣誓書受理証明カードを持参の上、内容変更届を提出してください。

宣誓したお二人がいずれも稲沢市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還届を提出するとともに、宣誓書受理証明と宣誓書受理証明カードを返還してください。

Q 13 通称は使用できますか？

A 13 性別違和等、特別な理由により、社会生活において日常的に通称を使用している場合は、通称で宣誓することができますので、通称で届いた郵便物などをお持ちください。

Q 14 宣誓書受理証はいつ、何部交付されますか？

A 14 宣誓後、要件・提出書類の確認や宣誓書受理証等の作成のため、1週間程度かかります。宣誓書受理証は1部、名刺サイズの宣誓書受理証明カードは各宣誓者が携帯できるよう、宣誓者それぞれに1枚ずつ交付します。

稲沢市役所 市民福祉部 地域協働課
〒492- 8269
稲沢市稲府町 1
電 話 : 0587-32-1146
メー ル : chiik@city.inazawa.aichi.jp